

電源立地地域対策交付金の交付限度額の誤りに  
関する調査結果について

平成19年8月24日

資源エネルギー庁電力・ガス事業部



# 目次

ページ

1 . 経緯	．．． 1
2 . 関連する制度の概要	．．． 1
3 . 交付限度額の算定誤りの内容	．．． 2
4 . 各社から報告されたデータの確認	．．． 3
5 . 各電力会社における再発防止	．．． 4
6 . 当庁における再発防止	．．． 5
7 . 交付限度額の過不足についての調整	．．． 6
別表 .	．．． 7

## 電源立地地域対策交付金の交付限度額の誤りに関する調査結果について

資源エネルギー庁では電源立地地域対策交付金にかかる交付限度額の算定誤りについて、各電力会社からの報告データ誤り及び当庁内における事務処理の問題点等を精査してきた。その結果判明した交付限度額の過不足は、合計で13道府県24市町村において8.3億円であった。

本件の経緯、算定誤りの内容、再発防止策等を以下の通りとりまとめた。当庁では本調査結果を踏まえ、今後の再発防止に万全を期することとする。

### 1. 経緯

平成19年6月12日、中国電力㈱から、電源立地地域対策交付金の交付限度額の算定のために過去に資源エネルギー庁（以下「当庁」という。）に提出したデータの一部について、誤りがあったことが報告された。このため、当庁は中国電力㈱に対し、再発防止策を早急に検討し、報告するよう求めるとともに、各電力会社に対し、同様の誤りがないか調査を行うよう要請した。

7月12日、当庁は、各電力会社より電源立地地域対策交付金の交付限度額算定に係るデータの一部に誤りがあったこと等について報告を受けた。当庁は、各社に対して再発防止策の策定を指示するとともに、各社から報告されたデータについてチェックを行った。また、当庁におけるデータの取扱いについても確認を行ったところ、当庁においても一部問題があったことが判明した。

8月24日、再度交付限度額の算定を行った結果、一部の自治体において交付限度額に過不足が生じていたことを確定した（別表参照）。また、各社から再発防止策が報告され、当庁としても再発防止策を策定した。

### 2. 関連する制度の概要

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定から支出している電源立地地域対策交付金については、市町村・道府県に対する交付限度額を算定する際に、複数の区分における算定額を合算することとしているが、今回、算定に当たって需要家契約口数、発電電力量等のデータを毎年度各電力会社から求める必要があるもののうち原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分（以下「周辺交付金相当部分」という。）と電力移出県等交付金相当部分（以下「移出県交付金相当部分」という。）において交付限度額に誤りがあったことが判明した（原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分については、交付限度額の誤りはなかった。）。

このうち、周辺交付金相当部分については、以下の式により算定した金額を交付限度

額として、原子力発電施設等の立地する市町村等に対して交付している。

$$\text{(電灯需要家契約口数 + 電力需要家契約 (kW) } \times 1 / 2) \times \text{交付単価} \times 12 \text{ (ヵ月)}$$

なお、周辺交付金相当部分は、市町村に交付することに替えて、電気料金の実質的な割引措置として電気の利用者に対する原子力立地給付金として各需要家へ交付することができる。

移出県交付金相当部分については、以下の式により算定した移出電力量当たりの一定額を交付限度額として発電施設等の立地する県に対して交付している。

$$\text{移出電力量} = \text{発電電力量} - \text{消費電力量}$$

### 3. 交付限度額の算定誤りの内容

周辺交付金相当部分の交付限度額算定に係る各電力会社から提出されたデータの誤り  
< 限度額への影響：278,531千円 >

中国電力(株)は、データの集計作業を営業所から本社に移管した平成15年度報告分以降、限度額算定に必要な契約口数等について、3月末時点で集計すべきところを誤って報告時点において集計する等の誤りがあった。

北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力(株)及び関西電力(株)において、基礎データからの転記ミスや市町村コードを誤って設定する等の誤りがあった。これらのデータの誤りにより、11市町村に対し、延べ278,531千円の影響(過多及び過少)があった。

原子力立地給付金の交付漏れ

< 原子力立地給付金への影響：63千円の交付漏れ >

四国電力(株)においては、国立大学の独立行政法人化に伴い、関連の需要家(3ヵ所)を、新たに当該給付金の交付対象とすべきところを誤って対象外としたまま処理していた。

東北電力(株)は、県施設が市に移管されたことに伴い、本来交付対象となる需要家について、1件の交付漏れを生じさせていた。これらにより、4需要家に対し、延べ63千円の影響(過少)があった。

移出県交付金相当部分に係る各電力会社から提出されたデータの誤り

< 限度額への影響：300,000千円 >

東北電力(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、四国電力(株)及び九州電力(株)において、発電電力量のデータ集計に誤りがあった。これらにより、長崎県及び大分県の交付限度額について、それぞれ150,000千円の影響(過少)があった。

上記 ～ と並行して当庁における過去の算定事務について確認を行ったところ、以下の事例が判明した。

#### 特定規模電気事業者のデータの報告徴収漏れ

< 周辺交付金相当部分に係る限度額への影響： 77,884 千円 >

< 移出県交付金相当部分に係る限度額への影響： 150,000 千円 >

周辺交付金相当部分及び移出県交付金相当部分については、平成12年3月の電気事業法の改正に伴い、電力小売りが部分的に自由化されたことにより、新たに一般電気事業者以外の特定規模電気事業者に係るデータも交付限度額算定の基礎とされることとなった。

しかしながら、特定規模電気事業者の事業が拡大して、それらに関するデータの把握が必要となった段階でも担当課がその確認を怠っていた。このため、周辺交付金相当部分における限度額の算定において、平成15年度以降、4市に対し、延べ77,884千円の影響（過少）があった。

また、移出県交付金相当部分についても、交付限度額の算定において、山口県に対し、150,000千円の影響（過少）があった。

周辺交付金相当部分の交付限度額算定に係る定額電灯分の限度額算定からの除外について

< 限度額への影響： 23,917 千円 >

周辺交付金相当部分の交付限度額算定に必要なデータである定額電灯契約口数については、居住用家屋の屋内で電気が使用される定額電灯契約に限り、算定対象に含めることとなっている。しかし平成17年度分に限り、担当課が確認を怠ったため、各電力会社から報告を受けた全ての定額電灯契約口数を除外した上で、交付限度額の算定が行われていた。これにより、19市町村に対し、延べ23,917千円の影響（過少）が生じた。なお、平成17年度以外においては、このような処理による影響はないことを確認した。

#### 4. 各社から報告されたデータの確認

当庁では、各電力会社から報告されたデータについて、以下の項目に従ってチェックを行い、交付限度額の過不足を確定した。

< 周辺交付金相当部分 >

1. 各年度の3月末現在の需要家情報であることを確認したか。
2. 交付対象市町村か否かを確認したか。
3. 交付対象契約種別に該当するか否かを確認したか。
4. 上記2.及び3.を踏まえ、データベースからの抽出条件が正しく設定されていることを確認したか。（市町村合併や契約種別構成の変化が適切に反映されていたか）

5. 抽出した市町村別の契約口数及び契約kWの合計値について、前年度分との比較を行ったか。(当該比較によって生じている大幅な差異についての要因分析を行ったか)
6. 報告データの集計上対象外とすべき需要家情報について適正に管理されていることを確認したか。  
国及び都道府県の施設について、契約名義や支払者情報によって確認したか。特に、独立行政法人化に伴い、交付対象外から交付対象に変更された場合についての誤りがないかを確認したか。  
契約名義や支払者情報による確認作業において紛らわしい案件が生じた場合に確認を行ったか。
7. 抽出した市町村別の契約口数及び契約kWリストから集計上対象外とすべき需要家に係る契約口数及び契約kWが適正に控除されていることを確認したか。
8. 当庁への報告資料が適正に作成されていることを確認したか。

<移出県交付金相当部分>

1. 作成すべき内容に照らし、必要な参照資料が適正に選定されていることを確認したか。
2. 報告対象年度、対象発電設備の出力等について、誤りがないことを確認したか。
3. 各県別の発電電力量の数値が適正に集計されていることを確認したか。
4. 各県別の消費電力量の数値が適正に集計されていることを確認したか。
5. 集計された各県別の発電電力量及び消費電力量について、前年度分との比較を行ったか。(当該比較によって生じている大幅な差異についての要因分析を行ったか。)
6. 当庁への報告資料が適正に作成されていることを確認したか。

<原子力立地給付金>

1. 各年度の10月1日現在の需要家情報であることを確認したか。
2. 交付対象市町村か否かを確認したか。
3. 交付対象契約種別に該当するか否かを確認したか。
4. 交付対象を抽出する作業プロセスが適正に行われていたことを確認したか。
5. 交付対象外(国及び都道府県の施設)について、契約名義や支払者情報によって確認したか。特に、独立行政法人化に伴い、交付対象外から交付対象に変更された場合についての誤りがないかを確認したか。
6. 契約名義や支払者情報による確認作業において、紛らわしい案件が生じた場合に確認を行ったか。

5. 各電力会社における再発防止

交付限度額算定の誤りを繰り返すことがないよう、中国電力(株)を始めとした各電力会社においては、以下の再発防止策を行うこととしている。当庁としては、これらを適切と判断し、文書により、その実行を求める。

#### 作業マニュアルの作成及び周知徹底

電源立地地域対策交付金制度の概要、データの報告依頼を受けてから提出するまでの業務フロー、必要な参照資料、データの集計及びチェック方法を記載した作業マニュアルを作成・整備し、関係者への周知徹底を行う。

#### システム化への移行

交付限度額の算定に必要となるデータの抽出・作成作業のうち、手作業によって処理しているものについて、コンピュータ処理に移行することが可能な作業についてはシステム化を行う。

#### 多重チェック機能の強化

データ提出・作成部署及びデータ取りまとめ部署それぞれについて、業務処理チェックリストを導入するとともに、管理者を含めた複数者による多重チェックを行う。

#### 社内関係者に対する教育の実施

定期人事異動後又は国からデータの報告依頼があった際に、作業マニュアルを活用した関係者に対する教育を行う。

### 6．当庁における再発防止

当庁における交付限度額算定の誤りを繰り返すことのないよう、以下の再発防止策を講じ、電源立地地域対策交付金制度の適切な運用に万全を期する。

#### 算定方式の見直し

定額電灯契約に関するデータの取扱いについて、現在の算定方式の下では、極めて細かな確認作業を要することから、算定方式の見直しを行い、制度の趣旨に反しない範囲で簡素化を行う。

#### 担当部署における多重チェックの実施

当庁において限度額の算定を行う際、算定する事務担当者とは別に、管理職を含む複数の者が、報告されたデータの取扱いや交付限度額の算定方法などについて確認を行う。

#### 自治体における交付限度額の確認

交付金の申請を行う自治体に対し、国に提出する事業計画書に交付限度額の諸元となるデータを記載することを求め、国と自治体の多重チェックが行われるようにする。

#### 電力会社が作業を行うに当たって注意すべき項目のリスト化と配布

今般の各社の報告に基づき、データの取扱いに際して、誤りが生じやすい事象をリスト化し、作業を行うに当たって注意すべき項目として各電力会社に配布する。

データを取り扱う際に必要な情報の国・電力会社間における共有

周辺交付金相当部分にかかるデータを取り扱う際、社会情勢の変化等により、注意すべき事象が横断的に各地で発生している可能性がある場合には、それら事象について、データを取り扱う電力会社との間で積極的に情報を共有する。

電力会社担当者に対する説明会の実施

電力会社の担当者に対し、説明会を実施し、データを取り扱うに当たっての注意点など留意すべき項目を周知するとともに、電源立地地域対策交付金事務手続きの重要性に関する意識を高める。

自治体担当者に対する説明会の実施

各自治体の担当者に対し、交付金の限度額算定の方法や交付金の申請に必要となるデータの取扱いなどについて説明会を実施することによって、自治体の担当者によるチェックの実効性を高める。

## 7. 交付限度額の過不足についての調整

電源立地地域対策交付金は、予め算定される交付限度額の範囲内で公共用施設の整備や地域活性化に資する各事業に対して交付することとしている。今般の算定の誤りによってもたらされた各自治体の交付限度額の不足あるいは過多については、それぞれ本来受けることができた、又はできなかった交付金であることから、対応を検討する方針である。

別表

周辺交付金相当部分の交付限度額算定に係る各電力会社から提出されたデータの誤り

< 限度額への影響：278,531千円 >

北海道電力

(千円)

北海道					過少額	過多額
浜頓別町	中頓別町	猿払村	中川町	幌延町		
1,568	679	889	1,745	2,543	4,111	3,313

東北電力

青森県	過多額
むつ市	
1,018	1,018

東京電力

茨城県	過多額
水戸市	
14	14

関西電力

京都府	滋賀県	過少額	
舞鶴市	綾部市	高島市	
40,139	33,505	4,089	
			77,733

中国電力

島根県	過少額
松江市	
192,342	192,342

原子力立地給付金の交付漏れ

< 原子力立地給付金への影響：63千円の交付漏れ >

東北電力

福島県	過少額
いわき市	
36	36

四国電力

愛媛県	過少額
伊方町	
27	27

移出県交付金相当部分に係る各電力会社から提出されたデータの誤り

< 限度額への影響：300,000千円 >

九州電力

長崎県	大分県	過少額
150,000	150,000	300,000

特定規模電気事業者のデータの報告徴収漏れ

< 周辺交付金相当部分に係る限度額への影響：77,884千円 >

茨城県	京都府	京都府	島根県	過少額
水戸市	舞鶴市	綾部市	松江市	
102	30,564	2,698	44,520	77,884

< 移出県交付金相当部分に係る限度額への影響：150,000千円 >

山口県	過少額
150,000	150,000

周辺交付金相当部分の交付限度額算定に係る定額電灯分の限度額算定からの除外について

< 限度額への影響：23,917千円 >

19市町村	過少額
23,917	23,917

**電源立地地域対策交付金の交付限度額への影響額 830,395千円**